

# 東京大学総長選考会議内規

(平成16年4月1日東大規則第5号)

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出は、東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）がこの内規により行う。

### (議事)

第2条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合、及び第18条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

## 第2章 総長選考

### (選考の事由)

第3条 総長の任期が満了するときには、選考会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出たとき、解任されたとき、又は欠員となったときも同様とする。

### (選考方法)

第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示した上で、この内規に従って定められた候補者につき、選挙資格を有する者に選挙を行わせ、その結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 選挙資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。

3 選考開始の公示の日に選挙資格を有していた者が、選挙の日までに前項に定める者でなくなった場合は、選挙資格を失う。

### (選考の開始の公示)

第5条 選考会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

### (代議員会)

第6条 選考会議は、第1次候補者を定めるために、代議員会を設ける。

第7条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 第4条第2項の選挙資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、選挙資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）

(2) 第4条第2項の選挙資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人

2 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、全学センター及び国際高等研究所に置かれる研究機構の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、第5条の公示があったときは、前項各号に定める代議員を、代議員会招

集の日の前々日まで、選考会議に報告しなければならない。

(候補者の推薦)

第8条 選考会議は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦させる。

2 代議員会の議長(次条において「議長」という。)は、選考会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

第9条 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

(1) 各出席代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。

(2) 議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。

(3) 各出席代議員は、前号の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

(4) 前号の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。

(5) 議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

2 前項の場合における投票は、すべて無記名とする。

3 議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考会議に通知する。

第10条 経営協議会は、前条による候補者以外の者を別に第1次候補者として選考会議に推薦することができる。

2 前項の第1次候補者の数は、2人を限度とする。

(候補者の選定)

第11条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、5名程度の第2次候補者を定めるものとする。

(告示及び通知)

第12条 選考会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(選挙)

第13条 前条の第2次候補者について、第4条第2項の選挙資格を有する者による選挙を、指定の期日に指定の選挙場において、単記無記名投票により行う。

2 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前項の投票を行う。

3 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人(末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。)について1回に限り投票を行う。

(総長予定者の決定)

第14条 選考会議は、前条の投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考会議は総長の解任を文部科学大

臣に理由を付して申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合

(4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

#### 第4章 補足

(本内規の改廃)

第18条 この内規の改廃は、議長が選考会議に諮って、これを行う。

#### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

#### 附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
分子細胞生物学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
全学センター及び国際高等研究所に置かれる研究機構

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
- (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、選挙資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科及び数理科学研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
医学部附属病院
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
分子細胞生物学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
柏地区に所在する事務組織
本部
附属図書館
全学センター及び国際高等研究所に置かれる研究機構

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共回事務センターをいう。